

第1回「平成30年度神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」議事録

- 日時 平成30年7月23日（月）午後3時00分から午後5時00分まで
- 場所 かながわ県民センター12階第1会議室
- 出席者
 - （委員） 植田 啓 神奈川県産科婦人科医会学校医委員会委員長
 - 大澤 晶子 神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会副委員長
 - 勝島聡一郎 横浜市青葉福祉保健センターセンター長
 - 田中 宏穂 横須賀市市長室地域安全課長
 - ◎宮森 孝史 田園調布学園大学教授
 - 森永 尚子 茅ヶ崎市市民安全部市民相談課長
 - 諸澤 英道 世界被害者学会元理事・常磐大学元学長
 - 山本 潤 一般社団法人Spring 代表理事
 - 渡邊 保 被害者が創る条例研究会 世話人
- ◎：座長、○：座長代理
- （オブザーバー）長島 豪 NPO法人神奈川被害者支援センター所長
- （事務局）寺澤参事監（安全安心担当）、秋本くらし安全交通課長、中田被害者支援室長、中原犯罪被害者支援担当課長、長谷川くらし安全交通課副課長、荏原主幹、佐藤主幹、高崎副技幹、嶋田主査

【議事内容】

開会

（司会：中原担当課長）

本日は、お暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から第1回神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会を開催させていただきます。

植田先生につきましては、本日お仕事のご都合で少し遅れるとお聞きしております。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます犯罪被害者支援担当課長の中原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、くらし安全防災局参事監の寺澤よりご挨拶をさせていただきます。

（寺澤参事監）

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました寺澤でございます。

本日はお忙しいところ、そしてまた、この猛暑の中、この会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素、県の犯罪被害者等支援の様々な施策にご理解と、それから、お力添えを賜っております。この場をお借りいたしまして、御礼を申し上げます。

この度は、皆様方お一人お一人が大変お忙しい立場であるにもかかわらず、本会の委員をお引き受けいただきました。心より感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。

さて、本県では、平成21年に神奈川県犯罪被害者等支援条例を施行するとともに、同条例に基づきまして、施策事業の指針である推進計画を策定いたしまして、これをよりどころに支援施策を実施してまいりましたが、第2期の推進計画の期間が本年をもちまして満了ということになります。そのため、本委員会を設置させていただきまして、第3期の計画策定に向けて、これまで実施してきた施策、事業の実施状況の検証と今後の支援のあり方につきましてご検討いただくことといたしました。また、県が実施すべき基本的な施策を定めた支援条例につきましても、今年施行10年目を迎えまして、見直しについても、併せてご検討いただければと考えているところでございます。

なお、第2期の計画につきましては、津久井やまゆり園事件が発生いたしました平成28年に、中間見直しとして条例改正の要否についてまで踏み込んでご検討をいただいておりますが、その後、刑法や犯罪被害者給付金制度等が一部改正されたり、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の開設など、県の施策の変更もございました。また、犯罪被害者の相談窓口を国民の7割が知らないといった内閣府の世論調査結果が報道されるなど、幾つかの課題も出てきている状況にございます。

検討委員会の皆様には、来年1月末にかけて計5回開催をいたしまして、ご審議をいただくこととなっております。大変なご負担をおかけすることになりますけれども、被害者支援施策の更なる充実に向けまして、状況の変化なども踏まえ、皆様の幅広い知識、経験等に基づいた忌憚のないご意見をいただければ幸いです。どうぞよろしく願いをいたします。

そして、最後に県からお願いがございまして。

県立の障害者支援施設である津久井やまゆり園で大変痛ましい事件が発生してから2年が経とうとしております。県はこのような事件が二度と繰り返されないよう、県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、憲章の理念の普及活動に全力で取り組んでいるところでございます。また、事件を風化させず、「ともに生きる社会」について多くの人に考えていただくために、事件が発生した7月26日を含む7月23日から29日までの1週間を「ともに生きる社会かながわ推進週間」と定めて、ポスターや動画などによる集中的な広報に取り組むこととしております。お手元にもパンフレットを配らせていただいております。

皆様方におかれましては、憲章の趣旨、理念についてご理解をいただきまして、今後とも「ともに生きる社会」の実現に向けた取り組みについてご協力をいただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

以上となります。どうぞ本日はよろしく願いをいたします。

(司会：中原担当課長)

それでは、本日は第1回の開催でございますので、まず委員の皆様から自己紹介

をお願いしたいと思えます。

皆様の名簿を机上に配付させていただいておりますので、あいうえおの名簿の順番に従いまして、大澤先生からお願いいたします。

(大澤委員)

初めまして、という方が多いかと思えます。神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会の副委員長をしております弁護士の大澤です。よろしく申し上げます。

うちの委員会は若手の先生がとても多い委員会で、県との絡みでは、サポートステーションを通じた法律相談を年間200弱ほど実施しているような状況です。経験という意味では、神奈川県は被害者支援の経験が豊富な先生も多いので、多くの先生の意見を吸い上げて、この会議でまた生かしていったらというふうに思っております。よろしく申し上げます。

(田中委員)

皆様、初めまして。横須賀市市長室地域安全課長の田中と申します。昨年の4月よりこの職に就きまして、1年とちょっとのところでございます。

横須賀市では、平成20年に「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を定めまして、それに先立ちまして、地域安全課に犯罪被害者等支援相談窓口を設けて、犯罪被害者等に係る事務を我々の地域安全課というところで行っております。今後ともどうぞよろしく申し上げます。

(宮森委員)

宮森と申します。どうぞよろしく申し上げます。

私は大学の教員なんですけれども、神奈川県は被害者支援の連絡協議会というところに関わりを持たせていただいてから、もう20年弱になるんでしょうか。そのときにただ委員として関わるということではなくて、せっかくなら何かお役に立てることだと、いわゆるカウンセラーとして犯罪被害の相談をずっと継続してやらせていただいてきました。

前回の中間年のとき、先ほど参事監からお話しになりましたけれども、大きな事件がありまして、約束の回数よりも急に会議が増えたということを経験してまして、今回はそんなことがないように5回でこの会が終わればいいなというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

(森永委員)

皆さん、初めまして。茅ヶ崎市の市民相談課の森永と申します。

私、今回の4月に異動してきたばかりでございます。ただ、市民相談課は2回目でございます。最初が23年の東日本大震災のときに異動してきたものでございまして、そのときには、実は茅ヶ崎市は犯罪被害者の条例というのがまだでき上がっておりませんでした。皆さんご存じかとは思いますが、平成27年11月25日、茅ヶ崎市のほうでは、犯罪被害者支援の条例をつくらせていただいております。

ただ、なかなか一つ一つ症例が違うこともございまして、こういった方々にどうやって接していけばいいのか日々職員のほうと悩みながら進んでいる状況です。また、いろいろこれから経験を積んでいかなければいけないことは山ほどございます。わからないことだらけではありますけれども、一つ一つ丁寧に対応していきたいというふうに常々思っております。今回のこの検討の中で、そういったことも勉強させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(諸澤委員)

私、東京在住なんですけれども、この神奈川県の見直し検討会の委員として果たしてどうかという迷いもありましたが、私、長年、被害者学というのを研究しております。被害者を対象とした学問に被害者学というのがあるということは、多分もはや多くの方がご存じだろうと思いますが、私が初めてそういう分野へ入ったのが43年前でありました。大分長い私の人生のほとんどが被害者を研究対象にしていたわけです。

特に被害者のことを考えるように世界中がそうなったのは、実は長い人間の歴史の中で、もう紀元前の2200年ぐらいから18世紀の中ごろまでは世の中全体がみんな被害者のことを考えていたんですね。ところが、近代法を整備する中で被害者の特に報復権を中心として、被害者は、加害者、犯罪者とのかかわりを断ち切られていった。気がついてみたら、もう蚊帳の外にいたということに気がついたのは20世紀の中ごろ、つまり約2世紀あったわけです。そして、20世紀の中ごろになっておかしいということから新しい時代が始まるわけで、これを黄金期と言っているわけなんですけれども、何を目指しているかということ、いろんなことはあると思うんですけれども、社会全体が被害者に対して正しい理解をする、偏見のない社会をつくるあるいは被害者に優しい温かい社会をつくるということなんです、言ってしまうえば。そういう社会にするというのが世界中の被害者学者の取組みであり、私も国連の犯罪防止会議に相当出てまいったんですけれども、そういう議論も、常にゴールはそこだということです。

今回、私が参加させていただくことによって、神奈川県全域が、やっぱり、被害者に優しい地域・県になる。そのための検討会であり、条例の見直しになることを大いに期待して今回参っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(山本委員)

こんにちは。山本潤と申します。私は埼玉県に今住んでいて、遠いなと思っておりましたが、湘南新宿ラインのおかげで大分近くなりました。

以前の検討会のときも呼んでいただきまして、それは私自身が自分の父から性被害を受けていたというのと、あと、看護師、保健師として被害者支援をしているというご縁があったからだろうと思っております。私が被害を受けていたときに誰にも言えず、そして、サポートも、もう20何年も前なので何もありませんでした。しかし、今、神奈川県でこのような施策が進み、条例もでき、皆様のサポートがあるということはすばらしいことだと思います。ぜひこのことを神奈川に住む被害者の方に届

けていただければと思います。

私自身は今、一般社団法人Springという性暴力被害当事者を中心とした団体の代表理事として活動しています。私の役割は、なかなか皆さんが目、耳にすることが少ない被害の方の声、切れ切れの発言だったり、声にならないような声をお届けすることができればいいのかなというふうに思います。よろしくお願ひします。

(渡邊委員)

皆様、こんにちは。渡邊と申します。

私は2000年10月に当時22歳の長女を殺人事件で亡くしました。犯人は近所に住んでいた中学時代の同級生で、その事件がもとで心の病になった妻がその6年後に亡くなっているということで、1人の犯人に2人の家族を殺されたということで、当初はみんなの前で話をするなんていうことは思いもよらなかったんですが、被害後2年半ぐらいたってから、先ごろ解散しました全国犯罪被害者の会、こちらのほうに加入しまして、先輩の会員たちといろいろ接触を重ねるうちに、やっぱりこれは発信しなきゃだめなんだということで、積極的に皆さんの前に出るという活動をそれ以来ずっとやってきました。

たまたまその会の副代表になったという関係で、当時、内閣府の犯罪被害者等施策推進会議、こちらの専門委員をやりまして、5年前からやっているんですけども、一昨年から警察庁にその所管が移ったということで、この4月から改正された犯罪被害給付金、これの改正については自分なりに十分力を尽くしてやったと。ただ、まだまだ足りない点はあるということなんですけれども、今までは主に国のほうに対しての働きかけの活動をやってきたんですが、2014年から被害者が創る条例研究会、これをもう一人の世話人と立ち上げまして、今度は全国の市町村に犯罪被害者を支援する条例をつくってもらおう、相談窓口を充実してもらおうということで、それ以来、5年目に活動は入るんですけども、おかげさまで私どもがシンポジウムを開いた福岡とか名古屋とか、そういったところでも条例が制定され、札幌もそうですけれども、北海道もそうですけれども、制定されて、少しずつではありますけれども、条例制定につながっているということで非常にうれしく思っています。

神奈川県は、県自体の条例は非常に早く制定していただいたということなんですけれども、それが各市町村になかなか広がっていかないということで、茅ヶ崎さんはもう私どものつくった条例案、これをちょっと参考にしていただいたと思うんですけども、いち早くつくっていただいたということで、今、横浜市でもその条例制定に向けてのパブリックコメントをやっていると。27日でパブコメも終わりになるんですけども、来年4月の施行を目指して取り組んでいるということで、私もその委員の一人として頑張っているんですけども、こうやって県の施策にお邪魔するのは初めてということなんですけれども、私も神奈川県民であり、横浜市民だということで、できることはもう何でもやろうということで参加させていただきました。よろしくお願ひします。

(司会：中原担当課長)

どうもありがとうございました。

続きまして、事務局側の紹介をさせていただきます。

先ほどご挨拶申し上げました参事監兼くらし安全部長の寺澤でございます。

(寺澤参事監)

よろしくお願いいたします。

(司会：中原担当課長)

その隣、くらし安全交通課長、秋本でございます。

(秋本課長)

秋本です。よろしくお願いいたします。

(司会：中原担当課長)

県警本部から警務部警務課犯罪被害者支援室長の中田でございます。

(中田室長)

中田です。よろしくお願いいたします。

(司会：中原担当課長)

それから、オブザーバーとしまして特定非営利活動法人神奈川被害者支援センターの長島所長でございます。

(長島所長)

長島です。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会：中原担当課長) それから、県の事務局といたしまして、副課長の長谷川でございます。

(長谷川副課長)

長谷川です。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会：中原担当課長)

主幹の荏原でございます。

(荏原主幹)

荏原です。よろしくお願いいたします。

(司会：中原担当課長)
同じく主幹の佐藤でございます。

(佐藤主幹)
佐藤です。よろしく申し上げます。

(司会：中原担当課長)
主査の嶋田でございます。

(嶋田主査)
嶋田でございます。よろしくお願ひいたします。

(司会：中原担当課長)
どうぞよろしくお願ひいたします。
続きまして、お手元の次第の2、座長選出でございます。
資料1の神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱をご覧ください。
要綱第4条第1項で、座長は委員の互選によってこれを定めることとされておりますので、どなたかご意見はございますでしょうか。

(大澤委員)
従前、宮森先生のほうが座長をお務めいただいているということで伺っておりますので、引き続き宮森先生にお願いできたらというふうに考えております。

(司会：中原担当課長)
ありがとうございます。
宮森先生、いかがでしょうか。

(宮森委員)
ご指名をいただきましたので、私ではよろしければ務めさせていただきたいと思っております。

(司会：中原担当課長)
それでは、宮森先生にお願いということでご賛同いただける方、拍手をお願いいたしますでしょうか。(拍手)
それでは、皆様のご承認をいただけたということで、宮森委員に座長をお願いいたします。宮森先生、座長席にどうぞご移動ください。
それでは、以降の進行は当委員会の設置要綱第4条第2項により座長にお願いをいたします。

(宮森座長)

では、今ご推薦をいただきましたので、今回座長をさせていただきます。また改めてご挨拶の必要はないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

さっきも自己紹介のときにお話をしましたけれども、この会には、もうかなり長く関わることになってきまして、本務の大学の教員の仕事もここに関わってから三つ目の大学になって、そろそろもう引退なので、今回のこの座長の仕事もきっと最後になるかなという思いもありますので、いろんなことを思い起こしながら関わってきたことの何かお役に立てるようなことがあるようでしたら、少しコメント等もさせていただきますながら、今回の議事を進行させていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

今日は、最初の第1回目ということになります。お手元に配付されています資料の膨大な量を見ていただくとおわかりだと思いますが、今回は1回目ですので、こういう資料の全体像をつかむ説明を事務局のほうからいただくということで時間が終わってしまうのかなという感じがしているんですけども、次回以降、積極的に各委員の皆さんからの忌憚のないご意見をいただけるようにうまく進んでいければいいかなと思いますので、今回はご協力のほどどうぞよろしく願いいたします。

では、議題にこのまま入っていきたいと思いますので。

それで、私は割と体が丈夫なので何も起きないとは思いますが、何かあったときの座長代理という方を一人ご指名しておかなければいけないということになっておりますので、諸澤委員のほうに座長代理をお願いしたいと思いますが、お引き受けいただけますでしょうか。

(諸澤委員)

いや、できるかどうかちょっとわからないですけども、わかりました。

(宮森座長)

私に何かあったらということのようですので、問題なく進められるとは思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

では、お手元の会議次第に従いまして会議を進めてまいりたいと思います。

では、議題1ですね。会議及び会議録の公開についてということになりますので、こちらは事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

(荏原主幹)

資料1、2、3、4により説明

(宮森座長)

ありがとうございました。

ただ今のこの会議の検討スケジュールと、それから、会議及び会議録の公開についてのご説明について何かご意見ございますでしょうか。

特にございませんか。

では、特にご異論がなければ会議及び会議録は公開とする、それから、発言者名についても公開するという事で進めていきたいというふうに思いますので。

あと、傍聴の要領についての説明もありました。本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

(荏原主幹)

確認します。

いらっしゃいません。

(宮森座長)

本日の会議は、傍聴者なしということで進めていきたいと思います。

では、こういう形で会議を進めていくという確認ができましたので、議題2に入りたいと思います。第2期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画(修正計画)と犯罪被害者等支援施策の実施状況についてですね。17日で締め切られたもののご報告ということになるとと思いますので、事務局のほうでお願いいたします。

(嶋田主査)

資料5により説明

(宮森座長)

ありがとうございました。

ちょっと私、最初勘違いをされていて、意見募集の説明はこの次の議題でしたね。申し訳ありませんでした。

(佐藤主幹)

資料7により説明

(宮森座長)

ありがとうございました。

第2期の5年間のうちの平成26年から平成29年度までの実施状況と今年度の実施予定も含めてのご説明がありました。ただ今の事務局からの説明について、何かご意見とかご質問等ございますでしょうか。

(諸澤委員)

では、いいですか。

資料6のほう、多分あとだと思うので、資料6の4ページの一番下に表がございしますが、これは多分延べ件数だと思うんですけれども、人員数にするとどのぐらいの感じなんですか。正確な数字でなくて結構なんですけれども、恐らく一度相談などを受けると、繰り返して来ると思うんです。

(中原担当課長)

実の人数ということで、26年度が278人、27年度が263人、28年度が306人、29年度が255人でございます。これは単年度ですので、年度を続けた方は26年度に1人、27年度に1人となると同じ方がカウントされますけれども、大体そんな数字でございます。

(諸澤委員)

ただいまのものは相談でしょうか、支援でしょうか。

(中原担当課長)

支援のほうです。実支援数です。

(諸澤委員)

例えば29年度1,272件ですが、人員で言うと255人ということでしょうか。

(中原担当課長)

はい。

(諸澤委員)

ありがとうございます。

それともう一つ、この同じ資料の11ページの下なんですけど、日常生活の支援というくくりのところの話、これ例えば付添いのようなものが日常生活支援に分類されているんですけど、これはちょっと違うんじゃないかという気もするんですけども。日常生活支援というのは、被害者が生活を取り戻すためのいろいろな諸々の生活支援だと思っただけですね。それで、警察に行くとか裁判に行くというときに付き添うのは日常支援ではないと思っただけですけども。

(中原担当課長)

今おっしゃるとおり、裁判所等へ付添うということが日常生活というくくりの中にございますけれども、今そういった生活への支援ということがまだなかなか手がついていないような状況でございまして……

(諸澤委員)

生活支援が実際に余りないので、とりあえず付き添い等もその一環だろうというふうなデータになっていますか。

(中原担当課長)

付き添いのお子さんがいらっしゃるとか、そういったことでお子さんの面倒まで見させていただいて、日常生活といえますか、そういったところと一緒に支

援もしているというふうなところでございます。

(諸澤委員)

例えば裁判所に行くというときにお子さんがいて、家でお子さんの世話をしている、日常生活支援でいいと思うんですけども。

(中原担当課長)

具体的にはお家で見るというよりは一緒について行って、お子さんを。

(諸澤委員)

一緒に行って、その間、警察や裁判所でお子さんの世話をすると、そういう意味ですか。

(中原担当課長)

はい。そういったケースが多くなっております。

(諸澤委員)

わかりました。ほかはまたちょっと後で言いますので、どうぞ。

(宮森座長)

よろしいですか。

(山本委員)

ありがとうございます。

まず三つほどあります。荏原さんにちょっと戻るんですけども、質問がありまして、この話し合いの結果、施策が決められたり条例について考えるということが後半に出てきましたけれども、それはこの意見を聞いて、皆様方がまとめる、若しくはここの委員の中で何かを決を採るということなんでしょうか。その話し合いの行方をどのように決定していくのかなということをお伺いしたいと思いました。

(中原担当課長)

最終的にはこの委員会で、報告書をいただくということで、お願いしたいと思っております。

(山本委員)

それはその中で支援条例についてもつくということでしょうか。

(中原担当課長)

必要な政策はこんなものがあるということでまずはご意見をいただいた上で、基

本的に計画に盛り込むもの、それから、条例を改正しなければならないというものがあれば、そのご意見もいただく中で、来年度条例の見直しの年度となっておりますので、そこで必要な対応はしてまいりたいというふうに考えております。

(山本委員)

ありがとうございます。

すみません。次に嶋田様のご説明についてなんですけれども、すごくいろいろなサポートを展開されていて、すばらしいと思いました。カウンセリング、弁護士サポート、付添い支援などもされていて、とてもよいと思いました。

この中で性犯罪は「かならいん」で分けられているんですけれども、交通犯罪とか殺人とかいろいろあると思います。犯罪の種別と、犯罪の種別毎にどれだけのサポート、例えば弁護士相談が多かったとかカウンセリングが多かったとか、そのようなデータがあれば、また後ほど次でもいいので、お示しいただければと思いました。

(中原担当課長)

ちょっと詳細にわたりますので、後ほどご提供させていただければと思っております。

(宮森座長)

よろしいでしょうか。

そのほか何かご意見、ご質問等ございますか。

(諸澤委員)

資料7をちょっと見ていただきたいんですが、「かならいん」関係でございますが、性犯罪・性暴力被害者というふうになっているんですが、これ性犯罪というのはどういうものを意味していますでしょうか。この裏の資料を見ますと、レイプ、強制わいせつはわかるんですけれども、その他というのがございますし、また、ストーカーは性犯罪に分類しているんでしょうかね。

(佐藤主幹)

「かならいん」の分類上は、ストーカーは性的被害の小計の中には含めておりません。

(諸澤委員)

性的被害でもDVでもないストーカーですよ。ただ、この「かならいん」というのは、そもそもが神奈川県性犯罪・性暴力被害者ワンストップとなっておりますので、この「かならいん」が対象とする被害はどのようなものかという意味でご質問しているんですが、その場合の性犯罪ということになりますと、例えば盗撮みたいなものも入るんでしょうか。あるいは痴漢も入るんでしょうか。風呂場などのぞき

も入るといふうなちょっと疑問が出てくるものですから、大体どのぐらいのものを想定しているのかということなのですが。

(佐藤主幹)

ご質問ありがとうございます。

「かならいん」の電話相談は、あらゆる性被害のご相談があります。セクハラですとかも含まれますし、痴漢なども入っております。この直接支援の部分について、医療的な支援ですとか法律相談などの支援については、強制性交等、強制わいせつ等に大まかに分類される被害の方について対応させていただいております。

(諸澤委員)

わかりました。

(宮森座長)

どうぞ。

(田中委員)

すみません。横須賀市とちょっと直接関連もあるので、確認とご質問なんですけど、資料8のところでもたご質問してもよかったんですけども、資料6の13ページの(5)の②の「住宅の確保への支援」というところで、県営住宅の提供というのがゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロというのは、これはいかがなものかなというところもあるんですけども、その下の市町村営住宅の一時利用等について市町村への協力を依頼というふうに書いてありますが、これは県で相談を受けたもので市町村の住宅の提供を依頼しているということなのか、市町村に住宅を提供する施策を依頼しているということなのか。そうだとすれば、横須賀市の場合、既に市営住宅の提供というのを一時避難場所として何か所か毎年やっているんですね。

ですから、各市町村で提供しているものの実績を上げるのだとすればその件数を書くべきだし、協力依頼をどれぐらいしているのかということもこれだとわからないし、どういう意味でこの市町村への協力依頼というのが載っているのかを確認したかったんですけど。

(中原担当課長)

ちょっと曖昧な書き方で大変恐縮でございます。市町村の住宅への支援ということ制度として持っていただくというふうなことのご依頼とともに、そういった制度があるところにつきましては、個別の事例でご依頼をするというような、その二重の意味で書かせていただいております、非常にちょっとその辺は曖昧な表現でございます、申しわけございません。

(田中委員)

市営住宅、県営住宅の件につきましては、また別の機会でご意見を述べさせてい

ただきますが、ここの表記はちょっと曖昧になっているということですね。

(宮森座長)

そのほか、どうでしょうか。

(山本委員)

「かならいん」についてです。5ページを見ると、平成29年度に「かならいん」が設置されまして、それ以前は神奈川性犯罪・性暴力ホットラインで受けられていたということで、1,802件から1,440件に下がっています。このホットラインは、もうそのまま移行されたのかということと、あと、被害者支援センターでも性犯罪の相談を受けているのではないかなというふうに思ひまして、できれば全体の要するに各機関をまたいでいる犯罪被害相談の人数、件数とその種別ですね。割合がどこにどのくらいの割合で性犯罪、殺人、交通事故などがあるのかということをお示しただけであれば、よりわかりやすいのではないかなということと、あと、資料7についてなんですけれども、直接支援がかなり少ないと思います。多分昔の被害の相談が多いから助言とかが多いのかなというふうに思うので、できればこの相談された方あるいは支援された方の年代と実際の被害時期をデータとして示していただければ、また次の発展的な議論ができるかなと思います。

私も諸澤先生と同じように、盗撮、痴漢、セクハラということを「かならいん」がしてくださっているけれども、直接支援につながらないということは、どこにつながっているんだろうということ疑問に持ちましたので、そこはまた教えていただけるとうれしいです。

(佐藤主幹)

先ほどのホットラインですとかハートライン、それぞれのところでのデータは、次回にお示ししたいと思います。

年代につきましては、私どものほうで直接支援をさせていただいている年代が一番低い方で10代の方、一番高い方で今40代の方になっております。「かならいん」への相談の年代の割合ですけれども、年齢を全員からお伺いして把握しているわけではございませんので、年齢を把握できた300件のうちでは、およそ25%が20代ということになっています。10代が23%弱、30代が17%ということで、概ね今わかっている年代ではそのような割合になっております。

それから、盗撮、セクハラですけれども、被害内容によって警察への相談をお勧めをするですとか、セクハラですと労働関係であるとか職場内の担当部署などというご紹介もあります。ただ、セクハラの中身をよく伺ったら、やはりそれは強制わいせつやレイプだろうとかという内容もございますので、そのあたりは、内容をお聞きしながら対応させていただいております。

(山本委員)

ありがとうございます。

(宮森座長)

そのほか、どうでしょう。大体意見は出尽くしたでしょうか。大丈夫でしょうか。5年計画の中のあと一年が残されていますので、今年の実施予定について今のようなご意見を、それからあと、結果をどう表現するか、表記するかというところが実績をちゃんと周知するというところにもつながっていくと思いますので、各委員からのご意見を受けとめながら、今年の実績の結果報告にうまく結びつけていただければと思いますので、事務局のほうはよろしくお願ひしたいと思います。

では、議題2はこれで一応締めさせていただきます、次に議題3で時間的な制約もありますので、議題3のご報告をいただいて、ご意見を少しいただきながら、そのまま4のほうへ流れていくという進め方でよろしいでしょうか。

では、議題3のほうのご説明を事務局のほうからよろしくお願ひしたいと思ひます。

(荏原主幹)

資料8、9により説明

(宮森座長)

大分膨大な資料の説明ということになりましたので、実施状況についての意見募集の結果と、それを踏まえてそれぞれの項目に対する実施状況に対する評価と今後というところの意見で、今ご説明をいただいたところですので、ちょっとかなり広い内容になってしまいますが、委員のほうから何かご意見、ご質問があれば受けたいと思ひます。

はい。

(勝島委員)

横浜の勝島です。本日は遅れまして申しわけございませんでした。

私の立場は、長島所長さんの被害者支援センターに参加しているという立場と、横浜市行政にいる立場という二つあります。行政の立場からしますと、この6ページの緊急支援の推進については、神奈川県にはしっかりと取り組んでいただいて本当に心強いところです。後々刑事事件になりそうな人為災害も多分この範疇に入ってくるんでしょうけれども、横浜市では、スポーツセンターで大規模な遺体安置所運営に市の職員も関与するということがあります。その後の区民の皆さんに対応するときにこういった県の取組みをやっていただくのは本当に心強いです。

現在、横浜市もこの犯罪被害者については条例制定に取り組んでいますけれども、神奈川県には全県で力強くやっていただくと同時に、各自治体、市町村との役割分担をできるだけ目に見えるような形にさせていただいて、総合的に県民、市民、区民の役に立てばいいかなと感じているところです。よろしくお願ひいたします。

(諸澤委員)

ただいまの最後の資料の16ページについてご質問したいんですが、直接支援、生活支援・普及啓発、これは第2期では3つに区分していたけれども、今後2つに区分するという意味でいいですか。それとも、つまり直接支援ということの意味がちょっとわからないというか、はっきり言いますと、間違った使い方を国ではしていますので、つまり傍聴支援みたいなことを直接支援と言っているだろうと思うんですね。本来だと生活支援が直接支援だと思うんですよ。ここではどういう意味になりますでしょうか。評価のところでは二つの区分で登録を行っているとも書いてあるんですが。

(中原担当課長)

今、16ページの囲みにありますとおり3区分ということで、直接支援ボランティアということは、裁判所等への付添いというちょっと間違ったというあれなんです。そういった区分にしておりまして、それから、生活支援ボランティアで簡単な家事の手伝い、それから、普及啓発ボランティアということでキャンペーンなどでのイベントの参加ということで、この3区分を目指しているところではございますけれども、評価のところの一つ目の丸にありますとおり、今のところ普及啓発ボランティアと直接支援と生活支援のボランティアを統合した直接・生活支援ボランティアという今は2区分という形で、実態的には生活支援というのは、ちょっとまだなかなかそういったところはできていないというところでございます。

(諸澤委員)

先ほどのご質問でもちょっとご回答ありましたけれども、傍聴を支援するのと生活を支援するという境界線上にあると思うんですけれども、現在というのは、その両方合わせたような感じという理解でよろしいですか。

(中原担当課長)

裁判への参加あるいは傍聴ですとか……

(諸澤委員)

生活支援の一部に傍聴するときの付添いも含むと思うんですが、傍聴支援を先行させてしまった結果、しかも、それを直接支援という間違った言葉で表現してしまった結果、各地で混乱が起きていると思うんですけれども、一応神奈川県としては、そこは一体としていくと。

(中原担当課長)

目指すところは別々なんですけれども、今のところ直接裁判所等への付添いと生活支援というのは、一つの区分で行っていて、なかなか生活支援のボランティアと

いうところを独立したものとして確立することがちょっと今難しい状況にはあるというところでございます。

(諸澤委員)

もう一つはちょっと大きな問題なので、先にどうぞ。

(山本委員)

私も時間がないので、二つお願いします。

すごい細かい項目を定められて、それに対して周知もされているのですばらしいと思いました。あと、もう少し内容のほうを踏み込んでお伺いしたいと思いました。例えば裁判への付添いについて被害者への配慮ということ条等で定められているのですけれども、このときに例えば、性被害の人が証人台に立つときに加害者に会うということは非常にストレス、心理的な苦痛であるわけですね。だからこそ加害者に会わない工夫あるいは加害者や加害者家族から脅かされない工夫というのが必要なので、時間帯をずらして、あるいはその通路をずらして入れるようにされるのかとか、あるいはビデオでの証言であったとしても同じ建物にいること自体が苦痛という方もいますので、その場合、裁判所を別のところの裁判所からのビデオリンクとかがオーケーなのかどうか。今の日本でなかなかケース・バイ・ケースと言われて難しいことが多いと思うんですけれども、そのような被害を受けた人の状況に合わせて支援が展開できるのかということと、あと、警察の方等の連携なんですけれども、必ず被害者支援、被害を受けた人がいたら必ずサポートラインもしくは「かならいん」を紹介し、その情報提供をされているのかということとか、もう少し具体的にどういう内容でこの支援というのが展開されているのかがわかるのかというふうに思いました。

あと、緊急支援の推進ですね。5ページからあるかと思うんですけれども、こちらは神奈川県内で起きたということがあるので伺いたいと思ったんですけれども、座間市で9人の方が自死希望の方も含めて殺害されましたよね。あの方たちは結構県境をまたいで来られておりますので、そういう場合の支援というのは、一体どのように考えられるのか。家族自体は基本的には地元ということになるかと思うんですけれども、神奈川に来なければいけないような、そういう状況のときにどのような連携などがなされているのか、あればお伺いできればと思いました。

(中原担当課長)

まず、被害に遭った方の裁判の手續でのその方に配慮した対応ということで、基本的に事件になった後というのが県警さんと、あと、被害者支援の弁護士さんということで対応していただいているところがございます、その辺についてはかなり実績に基づいて様々な支援をされているところかと思っております。

(中田室長)

先ほどお話にあったとおり、時間帯をずらすであるとか、入り口を別なものにするであるとか、加害者側と全く接触しないような形というのは、それは常にこれは

検察庁、あと裁判所等とも連携して対応していただいているところであります。あとはビデオリンクについても、具体的に先ほど言われたような形では進めるようになっていきます。ただ、全てが全てというわけにはいかない部分がありまして、それは警察がやるものではなく、あとは警察、弁護士会等で支援の部分で申し入れはしますが、あとは裁判所の対応という部分がありますので、ただ、比較的通路をずらす、時間をずらす等のことは基本的にはやっているという状況にあります。

あともう一点、座間市の事件の関係であります。基本的に被害者支援は、住居地で対応することとなっておりますので、今回の座間市の事件では、被害者のご遺族は神奈川県に3名の方がいらっしゃいましたので、神奈川県警で支援を実施しております。今回のケースは事件捜査が警視庁ということでありまして、神奈川県警と警視庁の被害者支援の担当者がそれぞれお互いに協働して対応しているというのが現実であります。

(山本委員)

被害者支援室が担当しているということですか。

(中田室長)

そうですね。警視庁の被害者支援室と神奈川県警の被害者支援室が連携をして、一緒に対応しているという状況になります。

(大澤委員)

サポートステーションを通じて直接支援に入るような案件は、大抵弁護士の法律相談も一緒に実施しているようなことが多くて、結局直接支援で起訴するような場合は、もうほぼ法律相談の8割から9割ぐらいは受任して、参加できる事件は参加するし、参加しなくても傍聴に付き添ったりということは弁護士もしているので、サポートステーションで実際事件として対応していく事件のほとんどは、傍聴に行くまでの道順であったりとか、先ほど質問の中にあつた尋問のときの配慮とかは弁護士も協力させていただいて、検察庁とか裁判所と相談しつつやっているの、サポートステーションで上がっている案件に関してのそこら辺の配慮は、かなりさせていただいているほうかなというふうに思っています。

(田中委員)

私のほうからちょっと、意見募集に対する対応について確認なんです。このパブコメとか関係機関からの意見が来ていますが、これは、それぞれに対する対応とか回答みたいなのをつくって公表するという事になっているんでしょうか。それともこれは、意見をもらいましたと、これでおしまいなんですか。ちょっとその辺だけ確認をしたかったんですが。

(中原担当課長)

4種類ございまして、それぞれ意見をいただいているんですけれども、1番の県

民意見募集結果につきましては、これは公表という形で県の意見をまとめまして公表する形になっております。1番から4番まで、この今回の県の評価の中に織り込むという形に基本的にはなろうかというふうに考えております。

(田中委員)

関係機関では横須賀市からも出ささせていただいているのですが、関係機関からの意見についても何か回答をつくって、それを公表するという形になるのでしょうか。

(中原担当課長)

個別に正式な形ということには今ちょっと考えてはいないんですが、いただいたご意見については、きちんとご回答はしたいというふうに考えております。

(諸澤委員)

ただいまご質問になられました資料8に関連して、2ページの②にちょっと私注目したんですけれども、いわゆる総合的支援体制とか連携協力に関係する質問なんですが、被害者の支援という、被害を受けてしまった後、もとの生活を取り戻すためにどうしようかという、そこら辺にどうしても目が行くわけですね。

それはもちろんそうだと思うんですけれども、被害の種類によっては繰り返す被害というのがすごく深刻な問題であって、例えば、いじめとかストーカ行為ですね、つきまといとか虐待とかDV、これらは典型的なんですけど、被害が繰り返していくので、止めなきゃいけない。止めるのも支援なんです。この報告書等を見ていて、その部分がどこにも出ていなくて、もう事件は終わってしまっただけで後始末みたいなイメージがあると、これは大変なこと。殺人とか傷害とか強盗とか、通常は1回ですね。その後どうしようかなんだけれども、被害者支援というのはそうじゃなくて、繰り返しを止めるという、もう一つの大きな柱があると、そういう問題意識を今後は持っていく必要があるかなという気がします。

その関係で言いますと、特にいじめの場合は学校の中でいじめがあって、学校や教育委員会が結構積極的になってきたことによって、今いじめが校外に出てきているわけですね。下校時。町の中で。だから、学校の延長上でのいじめにどう対応するかというところが今まさに緊急の課題ですけれども、例えば、つい最近聞いたんですけれども、新潟県の県議会がいじめの被害者にGPSを持たせるという予算をつけたと。これいいかどうかはもちろんご議論あると思うんですけれども、学校が下校後まで見てくれないので、助けを求める先は警察だという発想なんです。警察が駆けつけて、そこで止めさせると。ここら辺を警察が単独でやるといろんな批判があるんだけど、まさに連携協力関係の中で一角を警察が担っていると、そういうものになっていけば、むしろ逆にプラス評価になっていくんだと思うんです。

それからもう一つは、四国から東京の目黒に転勤して来られたいわゆる児童虐待のケース、今大変注目されているし、政府もつい数日前にそういうことを言い出したと思うんですが、児童相談所と警察の情報共有という問題がこれから大変大きな

議論になってくると思うんです。基本的にはやる方向で議論しようというふうになっているわけですね。これも虐待というのは繰り返されているので、とにかく止めなきゃならないと。むしろ支援の一番大事なのは止めることであるということは、被害を防止するというような、防止することと支援することは全く別の世界だと従来は思い込んでいたところがあると思うんですけれども、繰り返される被害については、実はそこが一体化していないといけないと。そのあたりを少し今後議論の中で整理していただければいいかなと思っています。

(中原担当課長)

ありがとうございます。

(宮森座長)

貴重なご意見もいただいたところなのですが、時間が過ぎてしまいました。私の進め方がちょっと下手で申しわけなかったんですが、今のご意見、ご質問等も含めまして、もう少し言い尽くせないところに関しては、事務局のほうに——次回の1週間ぐらい前でよろしいですかね——にご意見を寄せていただくという形でいいですか。

(中原担当課長)

できましたら、今月中ぐらいで。

(宮森座長)

今月中ぐらいがいいですか。では、議論がかなり進んできましたので、頭の熱い間に追加のご意見がある委員の皆さんは、事務局のほうへ意見を寄せていただければというふうに思います。

では、あと5のその他であります。事務局で予定している何か項目はございますか。

(荏原主幹)

特にございません。

(宮森座長)

特にはないですね。わかりました。

では、一応議題はここで締めさせていただくことにしまして、次回の開催予定等について事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

(荏原主幹)

それでは、2回目の検討委員会につきましては、8月27日月曜日、時間については10時からでございます。場所はかながわ県民センター、会議室等は詳細が決まりましたらご連絡差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

3回目以降の検討会の日程につきましては、事前にスケジュール調整票をお配りいたしまして、ご回答いただきました。ご協力いただき、ありがとうございます。

その結果ですけれども、まず第3回の検討委員会ですが、一番委員の方が多く出席していただける、10月25日木曜日、午後3時から5時の間の時間帯で、開催させていただきたいと思います。第4回は11月12日月曜日、午後3時から5時、第5回は平成31年1月28日月曜日、午後3時から午後5時で開催したいと考えております。

(宮森座長)

ありがとうございました。

では、次回とその後の3、4、5回の開催予定は、それで確認できたということによろしいですね。

では、そのような予定で進めさせていただくことにします。

では、本日の議題はこれで終了させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後5時10分 閉会